

WEB サイトのアクセス状況について

■ 基本分析

➤ 2019 年度 月間平均 PV 数 推移

月	月間累計 PV 数	主な更新事項
4 月	3,199 PV	ESG 金融解説動画「今、なぜ ESG 金融なのか？」のご紹介
5 月	3,622 PV	6/18 開催 地域 ESG 金融セミナー(東京)開催案内
6 月	5,301 PV	6/17 開催 PRI 共催 運用 WG 開催案内 第 1 回運営委員会資料公開 7/9 開催 地域 ESG 金融セミナー(静岡)開催案内 UNEP FI「ポジティブ・インパクト不動産投資フレームワーク」日本語版発行 7/24 開催 地域 ESG 金融セミナー(仙台)開催案内
7 月	4,280 PV	臨時総会開催のお知らせ 「サステナブルファイナンスに関する東京ダイアログ」へ協賛のお知らせ
8 月	3,608 PV	8/29 開催 地域 ESG 金融セミナー(高松)開催案内 9/6 開催 地域 ESG 金融セミナー(大阪)開催案内
9 月	9,168 PV	取組事例提出のお願い 10/25 開催 保険 WG 開催案内 10/10 開催 PRB 発足記念セミナー開催案内 10/25 開催 地域 ESG 金融セミナー(福岡)開催案内
10 月	10,447 PV	10/29 開催 地域支援 WG 開催案内 脱炭素社会実現に向けた金融行動に関する緊急提言を公表
11 月	7,004 PV	最優良取組事例(環境大臣賞)募集開始 第 2 回運営委員会資料公開
12 月	5,313 PV	最優良取組事例締切延長について 事務局年末年始休業について 1/14 開催 UNEP FI 共催 PRB インパクト分析ツール説明会開催案内
1 月	4,127 PV	2/10 開催 地域支援 WG 開催案内 2/12 開催 環境不動産 WG 開催案内 第 5 期 運営委員、総会議長、監事への立候補について

➤ コンテンツ閲覧状況 (2019 年 10 月 1 日～2020 年 1 月 29 日)

No.	内容	PV 数	平均ページ 滞在時間(秒)
1	トップページ	3,953	57
2	21 世紀金融行動原則とは	1,310	58
3	今年度の事例更新について	1,227	★74
4	ログイン	960	★60
5	7つの原則	893	★200
6	資 料	801	38
7	10/10 PRB 発足記念セミナー開催案内	653	★125
8	取組事例の検索	648	46
9	署名金融機関一覧	621	★133
10	提言:脱炭素社会実現に向けた金融行動に関する緊急提言	537	★135
11	環境大臣賞(最優良取組事例)	521	25
12	平成 30 年度の最優良取組事例(環境大臣賞)及び特別賞(運営委員長賞)	506	37
13	【締切延長】2019 年度 最優良取組事例(環境大臣賞)	308	★131
14	組織図・運営委員・監事	290	49
15	署名について	266	77
16	2/12 開催 環境不動産 WG 開催案内	264	★141
17	第 4 期 運営委員・WG 座長・監事・総会共同議長	242	64
18	平成 30 年度 環境大臣賞総合部門 株式会社りそなホールディングス	235	★102
19	署名書式・その他提出書類等	234	★101
20	今年度の取組事例提出のお願い	228	26

- 「21 世紀金融行動原則とは」のページ、7つの原則、署名金融機関一覧ページなど 21 世紀金融行動原則の基本的な情報を掲載しているページの閲覧が多いという傾向は、従来と変わらず、21 世紀金融行動原則に興味をもって閲覧されていると考えられる。
- ★は 60 秒以上滞在したページ。7つの原則、2/12 開催環境不動産 WG 開催案内、脱炭素社会実現に向けた金融行動に関する緊急提言、の順に長く滞在していた。

■21 世紀金融行動原則の紹介文(案)

署名金融機関に、ウェブサイトをはじめとした各機関の広報物等への 21 世紀金融行動原則のロゴ・情報掲載をお願いします。署名金融機関における認知拡大を図るため、21 世紀金融行動原則のロゴや情報を各署名金融機関のウェブサイト等に掲載する紹介文を、21 世紀金融行動原則のウェブサイト以下のとおり例を掲出することとしたい。

◎ショート ver.

21 世紀金融行動原則は、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、2011 年に策定されました。現在は 300 弱の署名金融機関が署名し、業態や規模・地域などに制約されることなく、志を同じくする金融機関が協働するプラットフォームとして活動しています。

◎ロング ver.

21 世紀金融行動原則は、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、2011 年に策定されました。現在は 300 弱の金融機関が署名しています。業態や規模・地域などに制約されることなく、志を同じくする金融機関が 7 つの原則に基づく取組を実践するための協働プラットフォームとして活動しています。

7 つの原則はこちらから <https://pfa21.jp/aboutus/principles#anc01>

【原則 1】

自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。

【原則 2】

環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。

【原則 3】

地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。

【原則 4】

持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。

【原則 5】

環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。

【原則 6】

社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。

【原則 7】

上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

以上